

認定書

国住参建第142号
令和8年4月20日

株式会社 LIXIL
代表執行役 瀬戸 欣哉 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二ロ及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
EB-2517-3
- 認定をした構造方法等の名称
複層ガラス入アルミニウム合金製引違い窓（二枚引違い）
- 認定をした構造方法等の内容
別添及び別紙の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和7年10月1日より大臣印の押印が廃止されております。